

(2023.6.14 改定)

警報が発令された場合の授業の取り扱い（学生向け情報）

1. 休講対象となる警報

津山市に次の警報が発令された場合には、全ての授業（試験含む。以下同じ）を休講とする。

- 特別警報
- 大雨警報と洪水警報の同時発令
- 暴風警報

津山市に次の警報が発令された場合で、かつ、JR 津山線、JR 姫新線のいずれかもしくは両方が運休している場合（運行開始前の時間帯で、運休が決まっている場合を含む）は、全ての授業を休講とする。

- 暴風雪警報
- 大雪警報

2. 警報解除時の取り扱い

休講対象となる警報が解除された場合は、以下の通り授業を実施する。

- 午前6時までに解除された場合 平常通り
- 午前10時までに解除された場合 3コマ目より開始
- 午前10時を過ぎて解除された場合 全コマ休講

※授業中に当該警報が発令された場合は、本学の指示に従うこと。

※休講となった授業については後日補講を行うので、WebClass・掲示板での告知に注意すること。

3. その他の留意事項

(1) 北園町を含む地域に以下の避難指示が発令された場合は、すべての授業を休講あるいは中断し、身の安全を確保するものとする。

- 緊急安全確保（警戒レベル5）
- 避難指示（警戒レベル4）

(2) 休講対象となる警報が他地域で発令されている場合は休講としないが、地域の実状により登校することが困難もしくは危険と感じられる場合は、各自の判断で自宅待機し、後日、教科の担当教員及び教務課に欠席の事情を述べ、公欠の手続きをする。

(3) 休講対象となる警報が発令されていない場合でも、地域の実状により登校することが困難もしくは危険と感じられる場合は各自の判断で自宅待機し、後日、教科の担当教員及び教務課に欠席の事情を述べ、公欠の手続きをする。

(4) 学外で実習を行っている場合は、各学科の実習担当の教員の指示に従うこと。また、授業以外の学校活動ならびに行事等の取り扱いについては担当部署が判断する。